

十三駅エリア計画地域連絡会議開催要綱

(目的)

第1条 十三駅エリアにおけるエリア計画の策定を検討するにあたり、地域または地域と関係する団体より意見聴取を行うため、十三駅エリア計画地域連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる団体等から選出された者をもって構成することとする。

(会議)

第3条 会議は、事務局が招集する。

2 事務局は、特に必要があると認める者に、会議への出席、または意見聴取などの必要な協力を依頼することができる。

(公開)

第4条 会議は非公開で行う。

(事務局)

第5条 会議の庶務は、淀川区役所政策企画課において処理する

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年10月11日から施行する。

名 称
●地方公共団体
大阪市 淀川区役所 政策企画課（事務局）
大阪市 計画調整局 計画部 都市計画課
●地域団体
十三地域活動協議会
十三連合振興町会
野中地域活動協議会
野中連合振興町会
神津地域活動協議会
神津連合振興町会
新北野地域活動協議会
新北野連合振興町会
淀川区商店会連盟
●オブザーバー（民間事業者）
阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部